

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年12月28日

水 曜 日

第 4149 号

## 目 次

### 告 示

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 1
- 富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表 2

## 告 示

### 富山県告示第550号

急傾斜地崩壊危険区域の指定について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年12月28日

富山県知事 石 井 隆 一

朴谷地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）

昭和57年富山県告示第 480号で指定した標柱3号、次に掲げる土地に存する標柱5号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱13号と同告示の標柱3号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
黒部市		朴谷	栗谷	35番1	標柱5号
				35番1	標柱6号
				28番	標柱7号
				28番	標柱8号
				28番	標柱9号
				32番	標柱10号

		〃	屋敷割	130番 2	標柱11号
		〃	〃	144番 1	標柱12号
		〃	〃	150番	標柱13号

(砂 防 課)

**富山県告示第551号**

富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条第 7 項の規定により、富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成 28 年富山県告示第 312 号）を次のように変更したので、同条第 10 項において準用する同条第 5 項の規定により公表する。

平成 28 年 12 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

**1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針**

(1) 本県の水産業は、富山湾の特徴を生かした定置網漁業を中心とした沿岸漁業、いかつり、かにかご漁業等の沖合漁業及びまぐろはえなわ漁業等の遠洋漁業が営まれており、かまぼこの製造等水産加工業も盛んである。

水産業は、本県の均衡ある発展の上で極めて重要な産業であり、今後の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県の主たる海域である富山湾では、対馬暖流と日本海固有水の存在により、水産資源の豊富な好漁場が形成されている。我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源も見られる。本県下における漁業資源についても、一部の魚種では資源状態の悪化が懸念されており、水産業の健全な発展と水産物の安全供給を確保するためには、適切な管

理措置により資源を回復し、持続的に利用していくことが求められる。

- (3) このようなことから、県としては、従来からつくり育てる漁業の推進や資源管理型漁業の定着、促進等海洋生物資源を保存し、及び管理するための種々の措置を講じてきたところであり、この結果、地先の海洋生物資源を主体として徐々にその保存及び管理が図られるようになってきているが、今後とも、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、国の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された都道府県別の漁獲可能量について、適切な措置を講ずることとする。
  - (4) まず、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等への助言、指導、採捕数量の公表等の措置を講ずるため、他県の入漁船を含めた第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
  - (5) また、本県に定められた漁獲可能量の管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、当該資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細に情報を収集し、及び解析し、科学的な知見を得ていく必要がある。このため、県水産研究所を中心として、国、関係県等と連携をとりながら、資源調査体制の充実強化を図ることとする。これらの資源調査によって得られた知見等により、必要に応じて漁業管理のための措置を充実強化することとする。
  - (6) 特定海洋生物資源の適切な保存と管理を図るため、協定制度の活用等により漁業者等による自主的な資源管理を推進するほか、特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、資源の合理的、永続的な利用を図るため、引き続き資源管理型漁業を推進していくこととする。
  - (7) 本県における漁獲可能量に関する措置を実施するに当たっては、他県の入漁者の採捕実績にも配慮しながら行うものとする。
- 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項
- (1) 第一種特定海洋生物資源ごとの平成28年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりとする。

【まあじ】

平成28年1月から平成28年12月まで 若干

【まいわし】

平成28年1月から平成28年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

平成28年7月から平成29年6月まで 若干

【するめいか】

平成28年4月から平成29年3月まで 若干

【ずわいがに】

平成28年7月から平成29年6月まで 43トン

- (2) 第一種特定海洋生物資源ごとの平成29年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりとする。

【まあじ】

平成29年1月から平成29年12月まで 若干

【まいわし】

平成29年1月から平成29年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

平成29年7月から平成30年6月まで (注)

【するめいか】

平成29年4月から平成30年3月まで (注)

【ずわいがに】

平成29年7月から平成30年6月まで (注)

(注) 平成29年のまさば及びごまさば、するめいか、ずわいがにの管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

- 3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあじ】

定置漁業及び八そう張網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、免許統数及び許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、当年の漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

**【まいわし】**

定置漁業及び八そう張網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、免許統数及び許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、当年の漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

**【まさば及びごまさば】**

定置漁業及び八そう張網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、免許統数及び許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、当年の漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

**【するめいか】**

定置漁業及び八そう張網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、免許統数及び許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、当年の漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

**【ずわいがに】**

小型機船底びき網漁業及びごち網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

また、小型機船底びき網漁業、ごち網漁業等については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、当年の漁獲実績が配分量を超えないよう留意するものとする。

**4 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項**

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、海洋生物資源の漁獲情報を的確に把握するとともに、海洋生物資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型個体及び産卵個体の保護等に向けた取組を進めることとする。

